

建設工事における最低制限価格制度の改正等について

本市では建設工事における最低制限価格制度を導入し、品質及び安全管理の確保、減価割れの発生による下請け業者へのしわ寄せ等の防止を目的として制度の運用に努めてまいりましたが、適正価格での契約を推進するため、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（平成21年4月10日最終改正）の算定式に準じ改正を行い、また、解体工事における最低制限価格の設定を行うものです。

1 最低制限価格制度の改正

改正後	改正前
予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。 <u>ただし、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合には10分の9を乗じて得た額とする。</u> 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 現場管理費相当額に <u>10分の7</u> を乗じて得た額 一般管理費相当額に10分の3を乗じて得た額	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。 <u>ただし、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合には10分の8を乗じて得た額とする。</u> 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 現場管理費相当額に <u>10分の6</u> を乗じて得た額 一般管理費相当額に10分の3を乗じて得た額

2 解体工事における最低制限価格の設定

予定価格に10分の7を乗じて得た額